

申請区分: **J(特殊工事(道路暗渠等清掃)・通常受付)** 電子申請
奈良県建設工事入札参加資格審査申請要領 (特殊工事)
(道路暗渠等清掃 通常受付分)

奈良県

令和9・10年度において、奈良県（知事部局・教育委員会・各公社・警察本部等）及び奈良県広域水道企業団（企業団本部又は広域水道センター）が発注する建設工事のうち特殊工事の競争入札に参加を希望する方は下記により書類を提出してください。

- 1 本申請における競争入札参加資格の有効期間
令和9年6月1日～令和11年5月31日です。

- 2 資格審査結果について
個別の通知は行いません。

令和9年6月1日に建設産業課のウェブページに掲載予定の「令和9年度奈良県建設工事等入札参加資格業者名簿」でご確認ください。検索サイトで「奈良県建設工事入札参加資格」と入力し、検索結果からアクセスすることも可能です。

建設産業課ウェブページ <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/4331.html>

- 3 留意事項

(1) 申請書の記載誤り、添付書類の不備による業種の追加・変更はできません。

申請の際には、内容を十分に確認してください。

(2) 奈良スーパーアプリにより「**電子申請**」してください（添付書類も奈良スーパーアプリに添付してください）。

- 4 受付期間 **令和8年11月2日（月）～令和9年1月29日（金）**

※電子申請期限：令和9年1月29日（金）17時15分まで

【電子入札について】

○県土マネジメント部、まちづくり推進局、食農部、環境森林部（当該部局の出先機関を含む）及び奈良県広域水道企業団（企業団本部又は広域水道センター）が発注する**建設工事及び建設工事に関連する委託業務**は、**電子入札**により入札を行うこととしています。

※電子入札については <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/10553.html> をご覧ください。

○公共工事等に関する電子入札の登録が未済の場合は、「公共工事等電子入札利用者情報申請書」を別途提出のうえ、手続きを進めてください。

※利用者登録については <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/42219.html> をご覧ください。

電子入札についてご不明な点がございましたら、建設産業課入札契約係（0742-27-7486）にお問い合わせ願います。

当申請についての問い合わせ先
奈良県県土マネジメント部
建設産業課 公共工事契約管理係
TEL:0742-27-7425
FAX:0742-27-5313

道 路 暗 渠 等 清 掃	
1 申請資格	「本店」を奈良県内に置き、暗渠清掃・大型トンネル清掃・路面清掃の実績を有し、かつ清掃に必要な機械器具を所有している者。
2 欠格要件	以下の①～⑩のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができません。 ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月10日奈良県告示第427号）第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者 ③営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者 ④直前2年の事業年度において、営業実績を有していない者 ⑤県税を完納していない者 ⑥消費税及び地方消費税を完納していない者 ⑦次のいずれかに該当する事由があると認められる者 ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。 イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。 ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。 エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。 オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 ⑧法第32条第1項各号に掲げる者 ⑨雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険のいずれかに加入していない者（各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。） ⑩本申請又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者
3 申請方法	奈良スーパーアプリによる電子申請により申請して下さい（【J: 特殊工事(道路暗渠清掃) 令和9・10年度入札参加資格審査申請】を選択）。なお、奈良スーパーアプリでの入札参加資格審査申請方法の留意点等については、別紙「奈良スーパーアプリ」による電子申請の留意点」を参照してください。 (1) 締切:令和9年1月29日（金） 17時15分 上記締切までに申請を完了させてください。締切直前はアクセスが集中し、操作が完了できない可能性がありますので、早めに申請を完了させてください。 (2) 添付書類について 別紙「申請上の注意と添付書類（特殊工事（道路暗渠等清掃））」を参考に添付資料を準備してください。申請にあたり、添付書類は全て奈良スーパーアプリに添付してください。

申請区分: **J (特殊工事〔道路暗渠等清掃〕・通常受付)** 電子申請

	なお、奈良スーパーアプリに添付できない書類については、当該書類について郵送での提出が可能です。下記「4 送付先」に送付してください。 <u>(令和9年1月29日(金)(当日消印有効))</u> (3) 受付控えについて 申請が完了し、審査が承認されると、アカウント作成時に登録したメールアドレスに「申請手続き完了メール」が届きます。このメールが「受付控え」となります。必ずメールを確認し、大切に保管してください。
4 送付先	〒630-8501 奈良市登大路町30 建設産業課 公共工事契約管理係 宛 封筒に「入札参加資格審査申請(特殊工事(区分J) 在中)」と朱書きしてください。
5 その他	(1) 申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求めるとともに立入検査を行うことがあります。 (2) 建設工事の適正な施工の確保等のため、県が必要と認めた場合には、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく立入検査を行います。 (3) 奈良県が保有する債権(県税等)及び消費税の滞納者は入札参加資格を得ることができません。 (4) 奈良スーパーアプリでの申請に当たっては、申請画面上の注意書きをよくお読み下さい。 <u>(5) 入札参加資格審査申請の内容に変更が生じた場合、速やかに変更届を提出してください。</u> (6) 申請内容及び添付書類に虚偽の記載を行った場合は、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止の対象となります。 (7) 本申請要領記載の受付期間以外は受け付けません。 (8) 本申請において補正指示を受け、その指示期日までに補正等がなされない場合は登録されません。 (9) 申請内容及び添付書類に記載誤りや記載漏れがある場合、受付を行わず再提出が必要となることがありますので、期日に余裕を持って申請してください。 (10) 中間年(令和10年度)での受付は行いません。

申請区分: **U (特殊工事(道路暗渠等清掃)・通常受付)** 電子申請**申請上の注意と添付書類 (特殊工事 (道路暗渠等清掃))****1 共通事項**

- (1) 「奈良スーパーアプリ」による電子申請が困難な方については、申請書(様式1)を作成し、必要書類と併せて持参(又は郵送)してください。
- (2) 申請に必要な書類については、下記「2 申請様式のダウンロードについて」に記載のウェブページから様式をダウンロードしてください。
- (3) 行政書士の職印を除き、申請書に押印は不要です(添付書類の一部に押印が必要なものがあります。)。

2 申請様式のダウンロードについて

申請に必要な様式については、奈良県建設産業課のウェブページからダウンロードしてください。

ダウンロードページ <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/p130024.html>

3 奈良スーパーアプリでの申請

奈良スーパーアプリで必要事項を入力し、下記の添付書類を提出してください。

(締切: 令和9年1月29日(金) 17時15分)。

下記添付書類は、**全て奈良スーパーアプリで提出**(奈良スーパーアプリへの添付が難しい書類については、当該書類を郵送で提出)してください。

添付書類	備考
全員必須 (1) 県税(全税目)に <u>滞納がない</u> 証明書の写し	※未納がない証明書でも可 ※発行後3か月以内のもの ※交付申請手続きの詳細については、各県税事務所にお問い合わせください。
全員必須 (2) 消費税及び地方消費税に <u>未納がない</u> 証明書の写し	国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式「その3」(「その3の2」「その3の3」でも可) ※発行後3か月以内のもの ※免税業者であっても要提出 ※写し可(電子納税証明書(PDF)の出力も可) ※交付申請手続きの詳細については、管轄の税務署にお問い合わせください。
全員必須((3)又は(4)) (3) 健康保険と厚生年金保険の加入が確認できる書類の写し及び雇用保険の加入が確認できる書類の写し(両方を提出) ※適用除外の場合、提出は不要ですが、(4)を提出する必要があります。	健康保険と厚生年金保険の加入が確認できる書類の写し及び雇用保険の加入が確認できる書類の写し(両方を提出) ※保険料の領収証等 ※健康保険組合や国民健康保険組合等に参加の方は当該組合が発行する書類(健康保険)と日本年金機構が発行する書類(厚生年金)の両方が必要。 ※提出書類に被保険者等記号・番号等が記載されている場合、マスキング(黒マジック等で塗りつぶし、復元できないようにする)等により、その箇所が見えないようにして提出してください。 ※法令で適用が除外されている場合は提出不要ですが、下記(4)を提出してください。

申請区分: **J (特殊工事〔道路暗渠等清掃〕・通常受付)** 電子申請

該当者のみ (4) 社会保険適用除外誓約書 (様式2)	※雇用保険、健康保険、厚生年金保険のいずれか1つでも法令で適用が除外されている場合は提出してください。
全員必須 (5) 右欄に掲げる書類	直前2年間の受注額一覧表及び業務経歴書 (様式3) ※暗渠清掃・大型トンネル清掃・路面清掃の実績のみ記載してください。
全員必須 (6) 右欄に掲げる書類	直前1年間の決算書の写し ① 表紙 ② 貸借対照表、損益計算書
全員必須 (7) 右欄に掲げる書類	③ 職員名簿 (様式4)
全員必須 (8) 右欄に掲げる書類	④機械器具の所有状況 (様式5)
該当者のみ (9) 委任状 (入札参加資格審査申請手続きを行政書士に委任する場合)	※入札参加資格審査申請手続きを行政書士に委任する場合は、委任状を提出してください。 <u>※様式は任意ですが、行政書士の登録番号 (行政書士証票の番号) を記載してください。</u> ※委任者・受任者とも押印不要 なお、行政書士以外からの代理申請は受け付けません。 (参考) 行政書士法 (昭和6年法律第4号) 第19条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。

必読

電子申請共通

「奈良スーパーアプリ」による電子申請の留意点

令和 9・10 年度奈良県建設工事等競争入札参加資格申請のうち、全ての区分において「奈良スーパーアプリ」による電子申請を実施します。詳細は以下を御確認ください。

※申請区分 A～D で電子申請が困難な場合、
「様式 1 申請上の注意」を御確認のうえ申請書（様式 1）を作成してください。

※電子申請する際は申請書（様式 1）については作成不要です。

申請に必要な様式については、奈良県建設産業課のウェブページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.nara.lg.jp/n133/p130024.html>

奈良県建設産業課のウェブページへのアクセス方法

奈良県 TOP ページ→組織から探す→県土マネジメント部 建設産業課
→入札参加資格について→令和 9・10 年度入札参加資格審査申請の受付について

1 各区分の申請方法について

- ・【A:県内本店工事（土木一式 A1 グループ確認）】
- ・【B:県内本店工事（格付け有）】
- ・【C:県内本店工事（格付け無）】
- ・【D:県内本店工事（除草）】

原則電子申請（全ての書類を奈良スーパーアプリで提出。奈良スーパーアプリに添付できない書類がある場合は、当該書類についてののみ郵送）

電子申請が困難な場合は郵送申請（Excel 入力又は手書き等した申請書と全ての添付書類を郵送で提出）

- ・【E:県内営業所工事】
- ・【F:県外本店工事】
- ・【G:県内本店コンサル（測量含）】
- ・【H:県内本店コンサル（測量以外）】
- ・【I:県内営業所・県外本店コンサル】
- ・【J:特殊工事（道路暗渠清掃）】

電子申請のみ（全ての書類を奈良スーパーアプリで提出。奈良スーパーアプリに添付できない書類がある場合は、当該書類についてののみ郵送）

必読

電子申請共通

2 各区分の電子申請ページ「奈良スーパーアプリ」へのアクセスについて

(1) 建設産業課のウェブページにアクセスしてください。

 申請要領記載ページ <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/p130024.html>

(2) 上記(1)ウェブページ(申請要領掲載ページ)に、各申請区分の電子申請ページ「奈良スーパーアプリ」へのリンクを掲載していますので、当該リンクからアクセスしてください。

有効期間	種別	申請区分		受付方法	申請要領 様式等	「奈良スーパーアプリ」	提出期間
令和9年6月1日～令和10年5月31日	建設 工事	A	A1グループ 資格要件確認	電子申請又は Excel入力等 の上全て郵送	ダウンロード	リンク	令和8年 11月2日(月曜日)～ 令和9年 1月29日(金曜日) 電子申請 …令和9年1月29日(金曜日) 17時15分までに申込完了 郵送 …令和9年1月29日(金曜日)(消印有効)
令和9年6月1日～令和10年5月31日 (追加受付)		B	県内本店 (格付け有)	電子申請又は Excel入力等 の上全て郵送	ダウンロード	リンク	
		C	県内本店 (格付け無)	電子申請又は Excel入力等 の上全て郵送	ダウンロード	リンク	
		D	県内本店 (除草のみ)	電子申請又は Excel入力等 の上全て郵送	ダウンロード	リンク	
		E	県内営業所	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
		F	県外本店	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
令和9年6月1日～令和11年5月31日 (通常受付)	コン サル	G	県内本店 (測量業務を含む)	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
		H	県内本店 (測量業務以外)	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
		I	県内営業所 県外本店	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
		J	特殊工事	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	

必読

電子申請共通

(3) 表示された画面において、団体・事業者アカウントでログインを行ってください。奈良スーパーアプリの団体・事業者アカウントをお持ちでない方は、新規アカウント登録のうえ、申請を行ってください。



(4) 表示された画面の記載事項を確認し、申請内容を入力後、申請内容確認画面下部の「申請内容を登録」をクリックしてください。

(5) 申請後、申し込みが完了した旨のメールが届きます。同メール内に「申請番号」、「申請者」、「申請先」、「手続き名」等が記載されていますので、メールの保存をしてください。

また、同メールが届かない場合、電子申請が完了していない可能性があります。

〈注意〉

- ・奈良スーパーアプリから送信されるメールは全て申請を行ったアカウントに登録されているメールアドレス宛てに送信されます。
- ・ドメイン指定受信を設定している場合や迷惑メールフィルタ等を設定している場合は、「@ml-nsa.pref.nara.jp」からのメールを受け取れるように設定してください。

3 入力内容の修正や申請の取下げを行う場合

修正や取下げを行う場合は、県から申請を差し戻す必要があるため、必ず事前に建設産業課公共工事契約管理係まで連絡してください。

当課への連絡後、アプリの通知及びメールが送信されますので、奈良スーパーアプリにログインをし、内容を確認してください。

また、競争入札参加資格申請が承認（審査の完了をもって承認となります。）されると、承認された旨のメールが届きますが、その後は修正や申請の取下げを行うことはできません。承認後に修正や取下げの必要がある場合は、建設産業課公共工事契約管理係まで連絡してください。

4 その他

(1) 提出期限は、対面、郵送、電子申請、いずれの場合でも**令和9年1月29日（金）**です。特に、電子申請は**令和9年1月29日（金）17時15分**までに作業を完了させてください。また、締切直前はアクセスが集中し、操作が完了できない可能性がありますので、早めに作業を完了させてください。

(2) 競争入札参加資格申請の審査が完了し承認されると、手続が完了した旨のメールが送信されます。なお、承認に当たり、申請内容を職権により訂正している場合がありますので、同メールが届きましたら、必ず「奈良スーパーアプリ」から内容を確認してください。

(3) 「受付控え」についてのお知らせ

申請が完了し、審査が承認されると、登録したメールアドレスに「申請手続き完了メール」が届きます。このメールが「受付控え」です。必ずメールを確認し、大切に保管してください。

必読

電子申請共通

5 お問い合わせ先

(1) 申請内容について

建設産業課 公共工事契約管理係 0742-27-7425

(2) 電子申請システム「奈良スーパーアプリ」の操作方法や不具合について

こちらのリンク先をご確認ください。<https://www.pref.nara.lg.jp/n026/65085.html>

※電子申請システム「奈良スーパーアプリ」の操作方法や不具合について、建設産業課にお問い合わせいただいても、お答えできません。ご了承ください。

競争入札参加資格審査申請書に係る個人情報の利用目的等について

奈良県知事が、建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 8 年 12 月 10 日奈良県告示第 427 号）第 2 条に基づき提出される入札参加資格審査申請書（同規程同条各項に該当しないことを証明するための添付書類、同規程第 5 条に基づく変更等の届出書及び入札参加資格要件確認申請書を含む。以下「入札参加資格申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- 1 入札参加資格申請及び入札参加資格要件確認申請の審査事務
- 2 入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
- 3 入札参加資格業者名簿の公開
- 4 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）等の法令等の規定に基づく利用又は提供

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格申請の審査事務のみに利用し、個人情報の保護に関する法律等の法令等の規定に基づく利用又は提供を除き、他の目的で利用又は提供することはありません。